

ＰＣＴ出願の欧州段階における発明の単一性違反

ＰＣＴ出願手続、とりわけ将来の欧州移行段階に密接に関係する欧州特許法の変更があります。今回の変更は、欧州移行段階における発明の単一性違反とみなされるＰＣＴ出願に関するものであり、遅くとも２００７年１２月１３日までに発効されるＥＰＣ２０００（改正欧州特許条約）の改正に関連しています。

さらに今回の変更は、欧州特許調査報告が上記日付の後に発行されるＰＣＴ出願について適用され、出願日は関係ありません。すなわち、現在なされているＰＣＴ出願が影響を受けることを意味します。

■ ＥＰＣ１９７３による選択的手続（現在有効）

現状では、１以上の追加の調査料金を支払うことにより、欧州段階において調査されなかったＰＣＴ出願の発明を調査に供することが可能です。この手続により、欧州審査官による追加の調査報告で挙げられた発明について審査の続行が認められます。（特許請求の範囲は、調査を受けた発明の範囲に限定されることに留意してください。）

■ ＥＰＣ２０００による変更（２００７年１２月１３日までに発効）

しかしながら、ＥＰＣ２０００の新しい規則において、追加の調査料金を支払う上記の手続はもはや適用されなくなります。欧州段階における（有効な）追加調査は、請求項の一番目に記載されている発明または発明群を取り扱うのみであり、追加料金の支払いによりその他の発明に対して調査を拡大する可能性はありません。したがって、特許請求の範囲に一番目に記載されている発明または発明群の内容だけが、審査の対象となります。その後、残りの発明は、分割出願において審査を続行することができます。

以上